

郷土室だより

第 41 号

昭和58年 9月30日

編集・発行

東京都中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地 1-1-1

電話 543-9025

八町堀襦記

安藤 菊二

はじめに

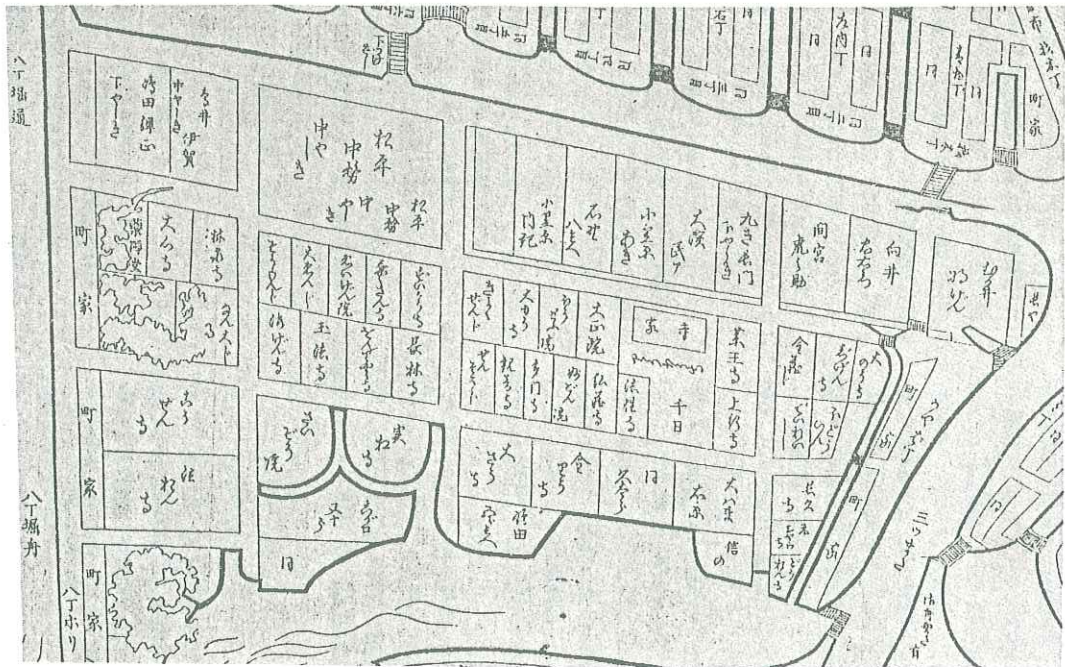
切絵図考証も回数を重ねて、そろそろ標題から逸脱しかけてきたので、こゝろで心気一転、見出しのような看板を掲げて、雑記を綴って行くこととする。だいたいこの腹案としては

1 寺町時代 2 水軍の根拠地 3 大名屋敷
4 与力同心の町 5 地区居住の文人 6 地区の諸問屋の順で筆を進めるつもり。時間に余裕があったら、地藏橋の瓦版屋京屋宗兵衛のことなどにも筆をおよぼしてみたい。

1 寺町時代

芽場町・八町堀地区の古い町名には北島町・竹島町・亀島町・永島町など島字のついた町名が多くあった。このことは、この地が埋立以前に島を思わせる寄洲の多い湿地帯だったことを示すものと考えてよいであろう。

この地の埋立は、たぶん例の豊島洲崎の大埋立工事の行なわれた、慶長八年だったように思われる、その後七・八年経った慶長一六年に、幕府は江戸城修築工事の一部として、龍ノ口汐入堀の堀割工事を起し、助役諸侯中、仙台城主伊達政宗に命じてこれを完成せしめ、同年十一月更に西国諸大名に千石夫を課して、江戸の港湾地区の開墾工事を行わしめた。翌七年六月二



「武州豊嶋郡江戸庄図」 寛永9年(1632)部分

日、幕府は後藤光次^{三郎}に江戸新開地の町割を命じているが、東京市史稿、市街篇卷三に、これは舟入堀疏整の場土をもって築填した土地の町割なるべしとして、

京橋川・三十間堀川・楓川付近、即ち今の木挽町の西北部より芽場町辺に至る地方其他、或は其処なるに似たり、慶長十七年に於ける大土工の結果なる可きも、今其詳細を知る能はず^(同書五四二頁)

と誌している。八町堀地の造成は、慶長八年のみならず、同十七年にもその補修強化が行われていたようである。

江戸の古刹の、日蓮宗大仙寺は、文祿四年に八町堀において寺地を拝領したと記し、常林寺・玉鳳寺・南台院・仙翁寺の四禅刹のように、この地理立以前の慶長四年に八町堀に起立したと伝えるものがあるけれども、東京市史稿、市街篇卷三、慶長一六年八月二四日の条には、この日実相寺以下かなり多くの寺院の八町堀創建を記録している。これを抄録すると次のごとくである。(但し、出典は省略する。)

実相寺 浄土宗。(以下、原本のマ) 三田台町。 境内、千六百七十一坪余
西蔵院長谷寺 三田寺町。 七百七坪半
当寺は、享徳元壬申年数寄屋橋内
二建立仕、慶長十六年辛亥右寺地

御用地に召上られ、八町堀二而替地拝領仕候。^{下略}

本通寺 日蓮宗。(中略) 起立、慶長十六年八丁堀二而地所拝領、町名不^レ知 寛永十二亥年同所御用地に被^レ召上。

桃林寺 八軒寺町。 古跡拝領地式千百壹坪。 慶長十六年辛亥八月廿四日八丁堀二而地地拝領。

桃林寺……開山南雄八埜玉泉西領日出安村保寧寺中興ノ僧ナリト云^注。 松平周防守康親深ク帰依シテ田園を附し、奥平美作守信昌及ヒ夫人龜姫君其女千姫モ法講ヲ聴聞アリテ、崇信渥ク、慶長十六年官ニ乞ヒ、八町堀ニ於テ遂ニ一寺ヲ創立シ、即チ雄ヲモテ開山トス。

海雲寺 曹洞宗。 拝領五百八拾六坪六合。 慶長十六年亥八月廿四日南八丁堀二而拝領仕候。
東陽寺 曹洞宗。 拝領地六百五拾坪七合五勺。 慶長十六年亥八月廿四日八丁堀寺町二而拝領仕候。^{下略}
金龍寺 八軒寺町。 慶長十六年辛亥八月廿四日拙寺境内表通り三拾九間半。 裏通六拾式間、於ニ八丁堀二奉三拝領。 候。 中略 右拝領地坪数式千四百四拾九坪也。^{下略}
金蔵寺 天台宗。 浅草堀田原。 寺地拝領儀は、

慶長十六年辛亥八月廿四日於ニ八町堀二、屋舖拝領仕。^{下略}

不動院 新義真言宗。 ……慶長十六年八町堀ニ寺地ヲ賜ヒ建立セシガ、廿五年ヲ経テ御用地トナリ、今ノ地(八軒寺町)ニ拝賜スト云フ。^{下略}

真蔵院 新義真言宗。 於古跡豊島郡数寄屋橋ニ寺地拝領。 慶長十六年於ニ八丁堀之海浜ニ替地拝領。^{下略}

威光院 新義真言宗。 開山法印辨清、元和五未年三月廿七日示寂。 拝領地六百坪。 慶長十六年亥八月廿四日於ニ八丁堀 拝領仕候。

永見寺 曹洞宗。 新堀端ニアリ。 桃雲山ト号ス。^{中略} 慶長十六年八町堀ニ於テ、寺地ヲ拝賜シテ創建。^{下略}
大増寺 浄土宗。 三田台町二丁目。 当寺起立之儀は、慶長十六年北八丁堀地蔵橋ニ而致ニ建立。^{下略}
玉宗寺 曹洞宗。 拝領地五百七拾六坪。 慶長十六年辛亥年八月廿四日八丁堀におゐて拝領仕候。^{中略} 寛永十二乙亥年五月廿二日替地拝領仕、
当所(浅草八軒寺町)江引越申候。^略
長松寺 浄土宗。 一当時開闢起立之儀は、開山僧誉上人は増上寺六世ニ而称名院と申候時、寺中ニ豊国庵と云ニ御隠居被^レ成、其後京橋内町ニ移リ、又新堀邊ニ移住、其時之

年月相知れ不^レ申候。 一、式代目乗蓮社大善義公和尚。^{中略} 右文誉上人、慶長十六年八丁堀二而拝領地被^レ仰付、一宇建立仕、元豊国庵を大田と改号。^{下略} 一文政社書上大信寺 浄土宗。 一、当寺起立之儀は慶長十六年辛亥年八丁堀二而、開山念蓮社称誉上人凉公和尚一宇造立仕候。
大松寺 浄土宗。 上右ハ最初八丁堀ニ而慶長十六年辛亥年拝^レ領之。^{下略}
隨応寺 浄土宗。 一、当寺起立之儀は慶長十六年八丁堀地蔵橋邊ニ而起立仕候。^略
西蔵院 天台宗。 一、開基之程、古ハ仁皇一百三代後花園院御宇、享徳元壬申年数寄屋橋之内ニ寺地有^レ之、慶長十六年御用地被^レ召上、八町堀二而替地拝領仕。^略
大聖院 新義真言宗。 慶長十六年四月数寄屋町より八町堀ニ寺地拝領。 当子年。 十一文政二罷成候。^略
長延寺 新義真言宗。 上 右慶長十六年辛亥年從^レ数寄屋町ニ八町堀ニ引ケ、寺地拝領仕、爰ニ在居十二ヶ年。^{下略}
宝生院 新義真言宗。 一、境内拝領地五百六拾坪。^{中略} 右ハ慶長十六年辛亥於ニ八町堀ニ寺地拝領仕。^{下略}

心月院 新堀端ニアリ。陽雲山ト号ス。中略。慶長十六年南八町堀ニテテ寺地ヲ拝領シテ創立。下略。

遍照寺 三田寺町。古は数寄屋町ニ寺地有之候処、慶長十六亥年右寺地上リ八町堀ニ而代地拝領仕候。下略。

觀喜寺 三田寺町。或ハ是時ノ起立若クハ転移歟。起立之年代開山共相知不申、古は八町堀ニ罷在候。下略。

報恩寺 「桜田ヨリ八町堀ニ移ル、或ハ是頃歟」。浄土真宗報恩寺起立は、開山親鸞聖人法脉第一之直弟開基性信上人、建保二甲戌年春総州於三横曾根一老宇起立、号法恩寺と略。中一、境内拝領地二千六百拾坪、慶長年中冬堂塔不レ残為三兵火ニ焼失仕候。其節將軍家代々之御判物焼失致候。慶長七年正月於三伏見ニ東照宮様へ御礼申上。本多佐渡守殿再建之儀被ニ仰上、依ニ上意、安藤対馬守殿被ニ仰渡、於三江戸桜田ニ始テ寺地二千六百六拾坪致三拝領、再建仕候而、下総国旧地報恩寺致ニ兼帯一候。其後桜田御用地ニ相成候ニ付、八丁堀え替地被ニ仰付、先規之通寺地拝領仕候。下略。

常敬寺 浄土真宗。三田山伏町。 元和元年乙卯台徳院様より免許をかふむり、八丁堀寺町にて寺跡御免成し下され云々(文政寺社書上)

成満寺 浄土真宗。赤坂。略。 三代目了賢斎法橋同寺に任職仕候頃、元和乙卯年江戸八町堀にて成満寺を起立仕、云々(同上書)

上行寺 日蓮宗。芝本坂。 元和元年迄拾九年桜田ニ居住仕候。此所御用地に付差上、元和卯年より寛永十二年乙亥年迄二十年八丁堀ニ住居、下略(同上書)

了善寺 芝金杉。 元和七年八丁堀ニ開基。

龍原寺 本芝。 元和七年於八丁堀創建

正念寺 丁目。 元和年中八町堀稻荷橋辺ニ起立。

因速寺 浄土真宗。深川黒江町。 京橋竹町辺に起立、寛永六年木挽町に移る。

忍願寺 浄土真宗。白金台町。 元和年中八町堀に起立。

名で書かれていて、読みにくいがおよそ後の町区域に当てて書き抜いてみると次のようになる。

南茅場町 大さうじ、じげんじ、金蔵

じ、ふどういん、ていれいじ、長久

じ、えんきやうじ、道れんじ。

北島町 やくどうじ、上行寺、千日、ほうせんいん、大正いん、法とくいん、大かくじ、伝□うじ、妙ごんじ、多門寺、くわん音じ。

亀島町二丁目 りんえじ、大そうじ。岡崎町二丁目 すいこうじ、しようこんじ、永けんじ。大めんじ、そうもんじ、長りんじ、おふようじ、玉法じ、海えんじ。

岡崎町二丁目 りうせんじ、願戒寺、大心じ、やくしどう、太せうじ、なん大寺、清きやうじ、大せんじ。

北島町 大せうじ。八町堀仲町 さいぞういん、らうせんじ、法おんじ。

寛永十三年に、幕府は江戸城築築の土木事業を起すが、この際八町堀寺町を市街地とする計画を立てたらしく、前年の寛永十二年に八町堀地区の寺院を、芝、浅草方面に移した。移転先別に記すと次のごとくになる。

▲芝方面へ移転した寺 25寺

長久院(三田寺町)、成満寺(芝田町)、上行寺(伊皿子)、大増寺(三田台町)、

長松寺(三田)、随応寺(三田)、大信寺(三田)、林泉寺、南台寺、宝生院、遍照寺、大聖院、長谷寺、仏乘院、清久寺、大松寺、真藏院、仙翁寺、常林寺、貞林寺、称讚寺(以上一四寺三田寺町)玉鳳寺、明王院(三田中寺町)、長延寺(三田下寺町)、慈眼寺(三田寺町)

▲浅草方面へ移転した寺 11寺

金龍寺、桃林寺、海雲寺、不動院、東陽寺、玉宗寺、仙蔵寺(以上、八軒寺町)、威光院、永見寺(新堀端)、本智院、金蔵寺(稲田原)

▲下谷方面 下通寺(下谷上野町)

▲牛込方面 常敬寺(牛込佐渡原)

(市五二四六四頁)

この寛永十二年の強制的寺院移転命令によって、八町堀寺町の寺院は、玉円寺一字を残してすべてが江戸の場末に転じて行った。埋立の成った慶長八年(一六〇四)から数えて三十年にして、八町堀の寺町時代は終焉を告げて、与力同心の町に変わってゆくのである。

以上記すところは二十六箇寺であるが、元和以後も八町堀寺町には寺院が起立している。

寛永十三年に、幕府は江戸城築築の土木事業を起すが、この際八町堀寺町を市街地とする計画を立てたらしく、前年の寛永十二年に八町堀地区の寺院を、芝、浅草方面に移した。移転先別に記すと次のごとくになる。

▲芝方面へ移転した寺 25寺

長久院(三田寺町)、成満寺(芝田町)、上行寺(伊皿子)、大増寺(三田台町)、

2 水軍の根拠地

江戸初期の楓川東岸河岸添地には、幕府の御船手の屋敷が、目白押しに並んでいた。私は小浜民部とは何者ぞやと、寛政重修諸家譜を検して、そのことに想到したのであったが、このことはすでに早く、東京市史稿・市街篇卷

三に指摘されていた。すなわち、慶長十七年六月、後藤光沢が新開地の町割を仰付られた事蹟を記した条に続いて

〔附記〕 船手屋敷

往古江戸絵図ニ拠レバ、高橋（今海外運橋）

ニ「向井将監」勝屋敷有リ、南ニ

相隣リテ「向井右衛門」宗「間宮虎之助」澄「九鬼長門下屋敷」隆「大浜民部」小浜「小笠原安芸」信盛

各屋敷有リ。龜島町ノ地ニ「大浜右京」守隆「大浜久太郎」嘉隆ノ

屋敷有リ、北新堀町附近及新船松町

辺ト覚シキ処ニ「向井将監下屋敷」

有リ。給賜年中明カナラズ。（同書五四五頁）

と記すものがこれで、ここに名を連ねている人々はすべて御船手であった。

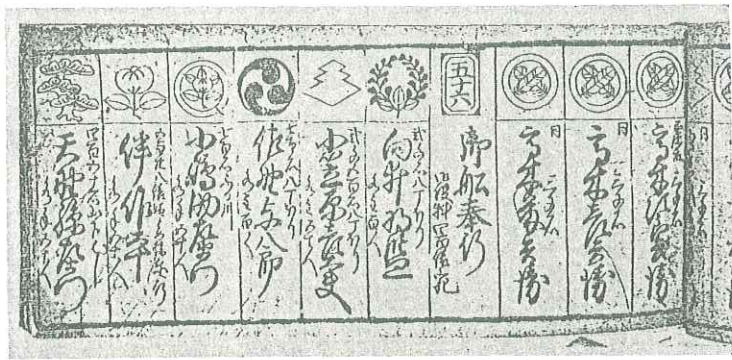
江戸城前面の洲崎を埋立てて新に出現したこの造成地を、寺町として開放しておくことは、江戸城防備の観点からすれば、きわめて危険でもある。そこで、楓川の東岸添いに土地を設け、水軍の猛者連中をここに配置して、江戸防備の態勢を固めたのであろう。

以下、八丁堀地区に配備された水軍の武將連中の履歴を示そう。

○向井将監

向井氏は幕府に仕えて子孫世々船手の職を勤めた。講談社版『大日本人名辞

元和元年（一六八一）武鑑



書』に記載する所を転載しておこう。

ムカシ・タダカツ 向井忠勝、徳川

氏の臣、姓は源氏、左近衛将監と称す。其祖仁木義長の孫政隅始めて族

を向井と称す。政隅の曾孫を政重と

云ひ、政重の二男を政綱（甲斐国志

に忠安に作る）と云い、武田勝頼に

仕ふ。之を忠勝の父と為す。忠勝、

徳川氏に仕へ、天正八年三月甲斐の

裨將鶴殿兵部の軍船を三島浜に奪

ふ。大阪冬の役忠勝海門を守り、九

鬼守隆等と舟師を帥めて伝法海口に

到り、快戦して敵の哨船數十を奪ふ。

功を以て食邑を相模、上総に賜はる。

後寛承十八年十月十四日死す。年六

十。法名月峰宗心、真珠院と号す。

子忠政、右衛門佐と称し、封を継ぎ

子孫世々船手の事を掌りて幕府に仕

ふ。（野史、百科全書）

忠勝の履歴―その戦功は『寛政重修

諸家譜』「巻百三」にきわめて詳細な

記述があるが、ここには省く。忠勝の

後、正俊、忠宗と継ぎ、忠宗の時、子

甚右衛門が正保四年十月病没し、嗣な

くして家は断絶した。

向井宗家に代って水軍を掌ったのは

忠勝の五男正方であった。寛永十八年

十二月父の遺跡三浦郡の内において千

百石を領ち与えられ、兄忠宗隊下の水

主三十人を預けられて御船奉行となっ

た。

正方が御船奉行となった翌一九年六

月将軍の隅田川遊猟があり、帰還の途

次、銭亀橋まで来ると、折から引き潮に

なつて、水路が干潟となり、御座船を

進めることができず、やむなく船を返

し、将軍は後藤橋から上陸するといふ

思いがけぬ事故が起つてしまった。

船手頭ともあろう者が、潮の満干を

念頭におかなかつたことは、職務怠慢

も甚だしい。重き御沙汰にもおよぶべ

きところ、若輩のことでもあるしする

ので、罪を宥めて、出仕を止めるとい

う処分を受けた。

正保四年七月兄忠宗の死去により、

その水主五十人を預けられ、御召の船

奉行に返り咲き、また伊豆国三崎の守

衛をも承る。寛文二年千石の加増あり、

この時渡辺五郎作、椎木三左衛門を支

配に加え、水主五十人を増して、百人

を預けられた。延宝二年七月十日年五

五をもつて没し、相模国三崎郡大津村

の貞昌寺に葬られた。正方の後、正盛、

正貞、政俊、政香、正直と職を嗣いだ。

○御船手頭向井氏が、日本橋川右岸の

要衝の地に邸地を得た年月は不明であ

るが、寛永国にその名を記し、また先

年毎日新聞社が刊行した、寛永初期作

と推定される『江戸図屏風』（五島美術館所蔵）八曲一双の、右一扇下方に、向井

氏の屋敷も描かれている。四周を白壁

の壁で囲まれた邸内の既屋には二頭の

馬が繫がれており、邸後の突き出し地

に、御座船を格納した二棟のお船蔵が

描かれている。霊岸島や本所方面の埋

立前は、日本橋川の咽喉を扼する、後の

兜町の地に、お船蔵が置かれていたこ

とは、注目せられてよいことと思う。

	小笠原内記	石野八兵衛	小笠原安玄	大はま民部	九鬼 長門 下りき	間宮虎之助	向井忠左門	向井 將監
--	-------	-------	-------	-------	-----------------	-------	-------	----------

寛永 図

	小浜民部	九鬼 式部	間宮 造酒之丞	向井將監	牧野 佐渡
--	------	----------	------------	------	----------

堀割
明曆 図

小笠原 備後守	小浜孫三郎	九鬼 内匠	間宮 造酒之丞	向井將監	牧野 因幡守
------------	-------	----------	------------	------	-----------

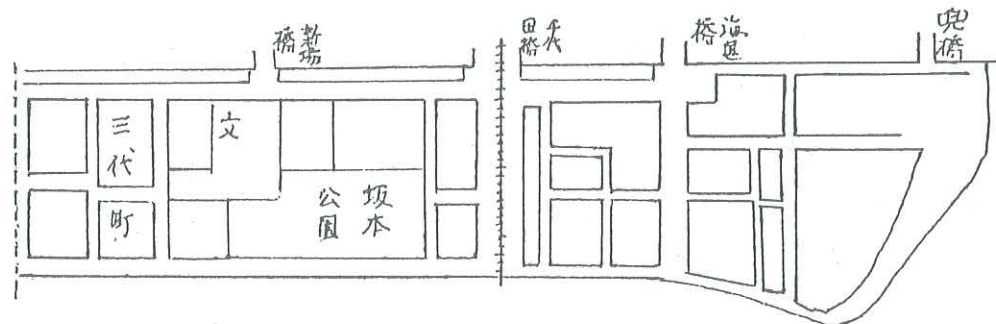
延宝年中

小笠原 彦太夫	小浜民部	九鬼 大スミ	柳生備前	所屋 代居川町 築地小畑 茶所代地	牧ノ イナハ
------------	------	-----------	------	----------------------------	-----------

元禄一五年

明地	小浜民部	九鬼 大隔守	明地	
----	------	-----------	----	--

享保年中



○小浜民部光隆—嘉隆

寛永四、八丁堀の九鬼長門守屋敷の隣地に「大はま民部」と記すのは「小浜民部」である。小浜氏の先祖は伊勢国小浜を領するゆえに、小浜氏を称する。景隆の子光隆（辰千代、久太郎、民部丞、民部小輔、母は成忠が女）は関が原合戦の時、伊勢国安乗の浦において九鬼大隅守嘉隆と戦い、日本丸という大船を乗とり、捕虜の水主五十人を併せて献じたので、御感あってその水主五十人を部下として賜り、その月俸をも併せ賜う。十九年大坂の役に、大野治長の鬪船および早船二艘を乗とる。元和元年再陣のとき、天満橋において鬪戦五艘を乗とり百二十六を得た。

同六年大坂に赴き船手の番をつとめ二千石を加えられ、すべて五千石を知行。寛永十九年七月二日大坂において没した。年六三。子嘉隆は、慶長十九年大坂の陣に父に従い、茶磨山において台徳院（秀忠）にまみえ、寛永九年八月一四日御船手となり、一九年父病死の後、父の遺跡を継ぎ大坂の御船手となる。

寛文四年三月二三日没す。年六五。後、直隆—広隆（孫三郎）—行隆（孫三郎）—季隆—致隆—寿隆と嗣いだ。お船手を勤めたのは行隆（宝曆三年

没）までであった。

○小浜守隆

小浜伊勢守景隆の二男。幼名は愛松、弥十郎また右京と称した。寛永元年伊勢国白子の御船手となり、二年十月二十三日采地を安房国安房郡内に与えられ、その後采地を平郡にうつされる。寛永六年十一月十一日死す。

○小笠原安芸信盛

小笠原信濃守貞朝の二男で、武田信玄の武芸師範だった定政の孫、信元も安芸守であるが、慶長十七年に没しているので、安芸を称したのはその子の信盛であろう。「寛政重修諸家譜」巻第百九十一、清和源氏、義光流、小笠原氏の定政の系譜に

信盛、安芸、母は信通が女、慶長十六年六月台徳院殿（秀忠）にまみえてまつる。時、十七年九月祖父（信元）が遺跡を継ぎ、其後大坂兩度の御陣に相模国三崎走水等の番をつとめ、又御上洛あるのときもしばしば走水の番を勤む。寛永五年御城外郭石畳普請のとき、大川口を守りて船改の事を役す。九年六月二十五日御船手となり、八月十四日水主同心三十人を預けらる。十三年十二月二十九日布衣を着することをゆるさる。十七年

六月二十二日、これよりのち船手の輩、年毎に代るく、四国、九州、中国の浦々を檢視すべきむねおほせをかうぶり、十年信盛は向井右衛門直宗とともに西国を巡見す。寛文十年四月十四日勤を辞し、十一年七月二十三日没す。年六十七。法名宗因。元禄因に小笠原彦太夫とあるのは、信盛の子長住で、新恩四百石を加え、すべて二千六百石を知行した。

○九鬼家

三田藩（三田）九鬼長門守隆義三万六千石、九鬼氏は大隅守嘉隆を以て中興の祖となす。隆良の時志摩に移住し、嘉隆に至る。志摩を統一して鳥羽城を治む。嘉隆豊臣氏に属し、慶長四年嫡宗を子守隆に譲る。大坂の役守隆東軍に属し、嘉隆西軍に属し、乱平いて嘉隆自殺す。守隆故封三万六千石を全うし、一万石を加封された。

八町堀に屋敷を拝領していた九鬼氏は、三田藩九鬼家の分家で、丹波国何鹿郡で二万石を食む九鬼家であった。隆季よりして隆寛—隆貞—隆禎—隆郷—隆度—隆都—隆備と継いだ。隆都は、大番頭から講武所総裁に任ぜられた。

これらの船手番所は、明暦三年正月

の大火で焼失したので、同年四月八日船手番所再建のため、船手頭小浜利隆半左衛門、溝口重恒半左衛門、土屋知貞兵衛に作事料としてそれぞれ銀三十貫目を支給した。東京市史稿に、『柳宮日記』の記録を掲げた後に、

即ち小浜半左衛門には川口に於て従来通り番所を構管する為、旧屋敷を公収して向井五郎左衛門の屋敷を与へ、溝口半左衛門には海手に於て番所新設の為、旧屋敷を公収して芝奥平美作守が屋敷近くの地を与へ、土屋忠兵衛には居屋敷の前に於て従来通り船手番所構管の為め、夫々に銀三十貫目を賜へるなり。

と説明している。（市七四〇頁）御府内沿革図書延宝年中の形内に、新堀川口北側に「御船手組屋敷。明暦三四年出来御船蔵構」「寛文五己年出来船見番所」と記され、霊岸島高橋の下流大川への落口北側に「御船手組屋敷」「船見番所」と記してある。小浜利隆、土屋知貞の船手番所は、これらの内であろうか。溝口重恒船手番所は新橋川汐留橋の東奥平小次郎邸の東南隅に「伴作平」兼盛とあるのがこれであろう。盛兼は、柳宮補任によれば、溝口半左衛門重長に次で船手頭に任ぜられた人である。（市七四〇—二頁）